

公益財団法人日本ハンドボール協会
役務提供者への謝金・旅費の支払に関する規程

第1条 目的

本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）が、大会の開催等の業務を行うにあたり必要な役務を提供した者（以下「対象者」という）に対し、謝金及び旅費・宿泊費その他の費用（以下「謝金等」という）を支払うための基準を定めたものである。

第2条 謝金等の支払

- 1 本協会は、業務に関して対象者から必要な役務の提供を受けた場合、本規程の定めるところにより謝金等を支払うことができる。
- 2 本規程に定める対象者は、レフェリー、テクニカルデレゲート、運営スタッフ、各委員会の委員、ドクター、カメラマン、その他、短期間の役務を提供した者とする。本協会の役員又は職員は対象者に含まれない。
- 3 本規程は、本協会の業務に継続的に従事する者、専門性を有する業務に従事する者、その他必要と判断される者との間において業務委託等に関する適切な契約を締結したうえで報酬及び費用等を支払う場合には適用されない。この場合、当該契約の締結にあたっては、対象となる業務を担当する常務理事（以下「担当理事」という）の承認を得なければならない。
- 4 前項のほか、本協会は特に必要があると判断される場合、担当理事の承認の下、対象者に対して本規程に定める基準と異なる謝金等を支払うことができる。
- 5 対象者に対して、共催者等の第三者から謝金等が支払われる場合、本協会は謝金等の全部または一部を支払わない場合がある。

第3条 報告

謝金等の支払については、理事会において適切に報告しなければならない。

第4条 謝金

- 1 本協会は、対象者が本協会の依頼に基づき役務の提供を行った場合において、必要と判断される場合は、役務提供の対価として別途定める基準に基づく謝金を支払うことができる。
- 2 定めのない役務に対して謝金の支払が必要となる場合又は定められた額と異なる額を支払う場合は、事前に担当理事の承認を得なければならない。

第5条 旅費

- 1 本協会は、対象者が遠隔地への移動を行った場合であって必要と判断される場合、本条

の定めるところに基づき旅費を支払うことができる。

- 2 前項の旅費は、目的地までの移動において、通常の経路及び方法のうち移動にかかる費用及び時間を考慮し、最も合理的であると判断される経路及び方法により移動することを前提として計算されるものとする。
- 3 旅費の算定にあたり、各交通機関における取扱いの基準は次のとおりとする。

(1) 鉄道・乗り合いバス

次の基準に従い、実費を支払う。

- ① 乗車地から降車地まで片道 70km 未満の距離を移動する場合は、原則として在来線の普通列車を使用する。
- ② 乗車地から降車地まで片道 70km 以上の距離を移動する場合、在来線特急の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通指定席の利用が認められる。

(2) 船舶

実費を支払う。

(3) 航空機

エコノミークラスの航空料金の実費を支払う。ただし、航空機の使用は目的地まで 500km を超える距離を移動する場合、役務提供の場所が海外の場合、又は移動時間等から航空機の使用が合理的と判断される場合に認められるものとする。

(4) 私有車・レンタカー

有料道路等の通行料及びレンタル料金（ただし、レンタカーの場合に限る）の実費のほか、目的地までの移動に要した距離 1km あたり 17 円により計算した金額を燃料代に代えて支払われる。ただし、私有車又はレンタカーの移動は、担当理事による事前の承諾があった場合に限り認められるものとする。

第6条 宿泊費

- 1 本協会は、対象者が宿泊を伴う役務を提供した場合、宿泊費を支払うことができる。
- 2 対象者に支払われる宿泊費は、役務提供において生じた宿泊の日数に応じ、別表2に定める基準に基づき計算されるものとする。
- 3 前項の宿泊日数は、役務提供の開始日に出発し、終了日に帰還したものとして計算される。ただし、次の場合はその限りでない。
 - (1) 移動距離が 200km 以上の場合又は、役務提供にあたり合理的に必要と認める場合には、業務開始日の前日の宿泊を認める
 - (2) 業務終了日当日内に帰着することが不可能な場合、役務提供の終了日の宿泊を認める
- 4 寝台車、船舶、航空機内等で宿泊する場合であって宿泊に要する費用が交通費に含まれていると認められる場合には、同日分の宿泊費は支払われない。

第7条 旅券の手配等

- 1 本協会は、前2条の旅費又は宿泊費の支払に代えて、自ら対象者のために旅行又は旅券

を手配することができる。

- 2 本協会是对象者に対し、移動又は宿泊のため使用する旅行会社又は航空会社を指定することができる。

第8条 源泉徴収等

本協会が、対象者に対して謝金等を支払う場合、所得税法等関係法令の定めるところにより、適切に源泉徴収等を行わなければならない。

第9条 改正

本規程の改正は、本協会理事会の承認により、これを行う。

本規程は、2022年4月1日から施行する。

別表2（宿泊費の支払基準）

第5条第2項に定める宿泊費の基準は以下を超えない額とする

宿泊地が東京都区内、横浜市内の場合	金 13,000 円（税込）
宿泊地が大阪市内の場合	金 12,000 円（税込）
それ以外の場合	金 10,000 円（税込）